

時事解説

植物防疫法の改正について

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 **こう** **ざき** **ゆう** **じ**
神 **前** **悠** **治**

はじめに

本年（令和5年（2023年））4月に改正植物防疫法が施行された。昨年の植物防疫法の改正は、前回平成8年（1996年）の改正以来、実に26年ぶりの大幅改正である。本稿では、今回の法律改正とこれに関係する事項を、①我が国の植物防疫制度、②改正の背景となった植物防疫制度を巡る状況の変化、③改正された植物防疫法の主な内容、の順に紹介する。

I 植物防疫制度の概要

我が国は、植物防疫法に基づき、①国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るための輸入・国内検査、②国内に存在する病害虫の防除を図るための国内防除、③輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検査の措置を講ずる植物防疫制度を運用している。

また、植物防疫制度の目的を達成するため、農林水産省の機関として植物防疫所が設置され、植物防疫官が置かれるとともに、各都道府県に病害虫防除所が設置されている。植物防疫所は主として輸入検査、輸出検査、国内検査に従事している。病害虫防除所は、各都道府県に設置された病害虫防除の中核機関であり、防除の企画・指導や発生予察事業、侵入調査事業などに関する事務を実施している。また、都道府県の農業試験場や普及指導

センターと連携し、新たな防除方法の実証・導入なども行っている。

1 輸入検査

食料の輸入大国である我が国には、日々、大量の植物が輸入されている。これらを介して病害虫が侵入し、被害が生ずることがないように、各病害虫について侵入した場合に想定される被害の程度や有効な検査方法の有無等に応じ、その寄主植物について輸入の禁止や輸出国での特定の検査の要求など様々な検査措置を適用している。船便や航空便による貨物、旅行者による携帯品、郵便等様々な輸送形態により輸入される植物に対し、全国の海空港においてこれらの措置が適切に行われているか、また検査対象の病害虫（検査有害動植物）が付着していないか、検査を行っている（図-1）。

2 国内検査

国内に存在しない、または国内の一部にしか存在しない病害虫は、有効な防除方法が確立されていないものも多く、侵入・まん延を許せば、農作物の生産に重大な損害をもたらすおそれがある。このため、①国内の一部に存在する病害虫が未発生地域へまん延することを防止するための寄主植物の移動の制限・禁止、②病害虫の侵入を早期に発見するための、全国の海空港や圃場で行う侵入調査、③特に重大な損害を与える病害虫が侵入した場合に、都道府県の協力を得ながら、寄主植物の廃棄・消毒、除去、移動制限等により駆除・封じ込めを図る緊急

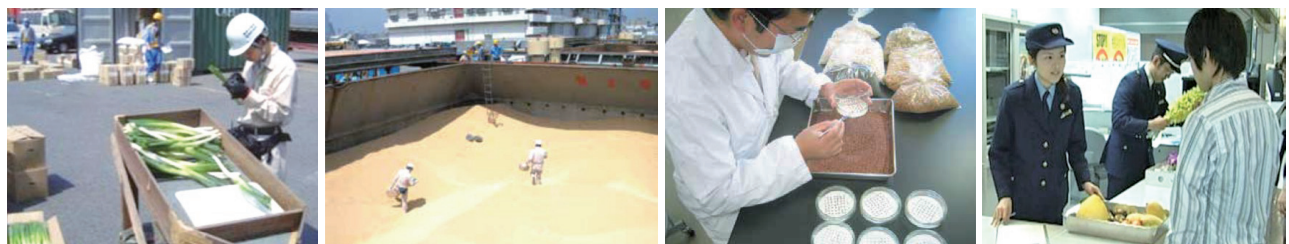


図-1 輸入植物の検査（左から順に、海上コンテナ貨物の輸入検査（生鮮野菜）、本船貨物の輸入検査（穀類）、輸入種子の精密検査、輸入携帯品検査）

The Amendment of Plant Protection Act. By Yuji KOZAKI
(キーワード：植物防疫制度、植物防疫法、植物防疫法改正)